業務名 調整池除草清掃等委託業務

業務場所 豊橋市若松町地内 若松調整池ほか

業務期間 契約日から令和8年1月30日まで

仕 様 書

調整池除草清掃等委託業務仕様書

(1)業務内容

①機械除草

- ・除木・草花・施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら・刈り残しのないように均一に除草すること
- ・刈り取った草はすみやかに運搬処理を行うこと。
- ・草については資源化センターにて適正に処理すること。

②散在塵芥収集

・落葉・紙屑・空缶・その他不要物を除去・清掃し、すみやかに運搬処分すること。

③安全管理

- ・受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル(例:近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル(案))による安全教育を実施すること。
- ・刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
- ・前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育(安全衛生団体等が実施する 「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等 の安全教育を行うことをいう。)を実施し、報告すること。
- ・除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
- ・作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。
- ・除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。
- ・作業中に事故が発生した場合は速やかに河川課に連絡すること。
- ・建設工事保険等の加入について
 - *保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
- *保険の種類は請負業者賠償責任保険(賠償責任の特約があるものを含む)とし、保険金受取人は受託者とする。
 - *保険契約後は証券の写しを提出すること

④その他

- ・業務内容に疑義の生じた場合は監督員に連絡し、指示に従うこと。
- ・各工種の期間については監督員の指示に従うこと。
- ・ごみ投入料金については実績に応じて精算する。
- ・以上仕様書以外のものについては、豊橋市契約規則によるほか両者協議のうえ定めるものとする。

(2) 提出書類

- ①着手届
- ②現場責任者届
- ③業務完了報告書及び写真
- ④豊橋市資源化センター計量伝票の写し
- ⑤完了届
- ⑥その他発注者の指示するもの

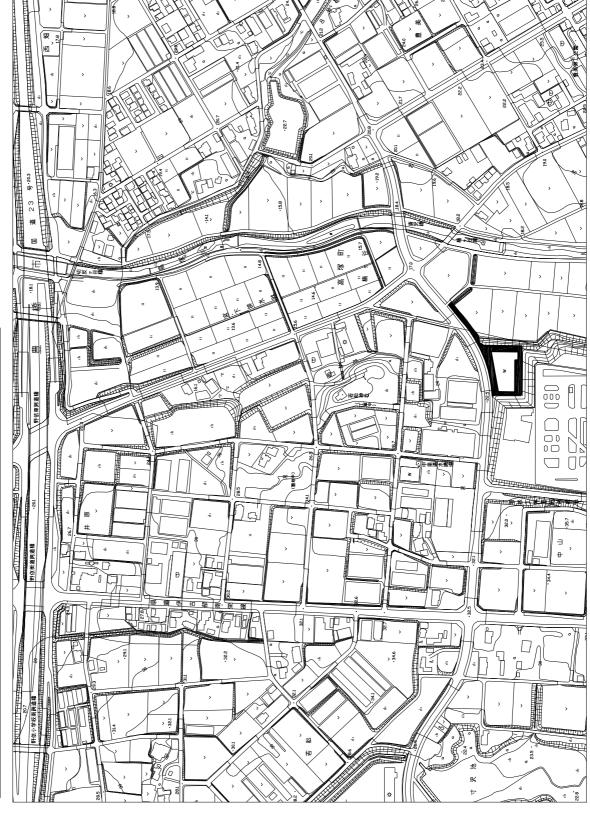
調整池除草清掃等委託業務対象個所一覧

		調	整	池	名	調整池所在地
若	松	調	整	池		豊橋市若松町字中山865
大	岩	町	調	整	池	豊橋市大岩町字北山6-503

調整池除草清掃等委託業務 数量表

	調整池名	除草回数	除草面積 (m²)
1	若松調整池	1 回	1,730 ツル除去
2	大岩町調整池 (道路脇の除草も含む)	1 回	780
		合計	2, 510



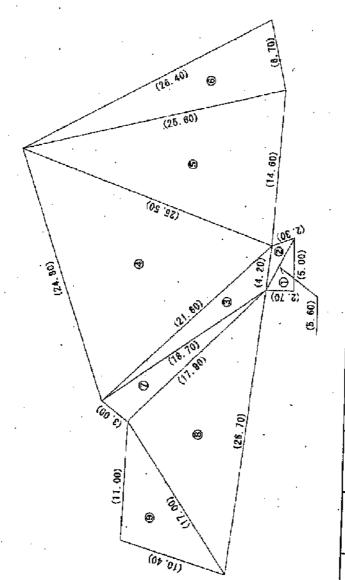


位置図(若松調整池)



若松団地調整池 展開図 S=1:1000

大岩町(調整池)除草(1)展開図



No a b c S 面積A 1		_	_	_	_						_		_			_
(5.00) (2.70) (5.60) (5.80) (4.20) (2.30) (4.20) (18.70) (21.60) (21.60) (24.80) (25.50) (25.50) (25.60) (14.60) (25.60) (25.60) (6.70) (18.70) (17.90) (3.00) (17.90) (10.40) (11.00) (面積人	(075.0)	(0.74b)	(4.348)	(20 442)	(20.442)	(245.172)	(178 736)	(00 100)	(85.756)	(26.367)	(149 025)	(00.000)	(BDZ'CC)	(782,709)	
(5.00) (2.70) (5.00) (2.70) (4.20) (4.20) (21.60) (24.80) (25.50) (25.60) (25.60) (26.40) (18.70) (17.90) (17.90) (10.40)	S	(A 650)	(0.000)	(0.050)	(22 250)	(35 050)	(30,350)	(32.850)	(90 950)	(43,000)	(19.800)	(30,800)	(10 200)	(10.500)		
(5.00) (5.00) (5.00) (4.20) (21.60) (25.50) (15.70) (17.90) (17.00)	υ	(5.80)		(2.30)	(21.60)	(95.50)	, E.V. ULI,	(14.80)	(6.70)		(3.00)	(17,00)	(1100)	200		
+++++	þ	(2.70)	100	(4.20)	(18.70)	(24 BD)		(25.60)	(26.40)	112 000	(08./1)	(28.70)	(10.40)			
No 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	g.	(2.00)	(E 90)	(-0.00)	(4.20)	(21.60)	(OF DA)	(20.00)	(25.00)	107.01)	(10,10)	(17.90)	(17.00)			
	No	_	•	,	.5	4	Ŀ	,	9	_		2	6	拉		